

令和6年 第5回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和6年5月13日（月）午前9時29分～		
2. 場 所	にかほ市金浦庁舎 第3会議室		
3. 委員総数	12名		
4. 出席した委員（10名）	1番 佐々木純子	3番 佐々木鋼記	
	4番 須田貴志	5番 齋藤一成	6番 巴 朋之
	7番 須藤孝子	8番 須田 久	
	10番 森 孝良	11番 遠藤 豊	12番 小林 豊
	（傍聴人 なし）		
5. 欠席した委員（2名）	2番 加藤朋光	9番 佐藤久美子	
6. 総会議長	会長 小林 豊		
7. 議事録署名委員	11番 遠藤 豊	1番 佐々木純子	
8. 出席した事務局職員	事務局長 小森俊英	副主幹班長 村上裕子	
	副主幹 齊藤雄介		
9. 議事日程	第1 議事録署名委員の指名		
	第2 会議書記の指名		
	第3 会期の決定		
	第4 諸般の報告		
	第5 議案審議		
報告第7号	農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について ・・・【2件】		
報告第8号	農地の転用事実に関する照会について ・・・【1件】		
議案第14号	農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の 件について ・・・【2件】		

議案第15号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定
について . . . 【40件】

◆事務局長

ただ今より、令和6年第5回農業委員会総会を開催いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(開会 午前9時29分)

◇会長

おはようございます。

田植え真盛りという非常にお忙しい中、出席いただきましてありがとうございます。今日は久しぶりの雨ですが、関東などでは大雨になるという予報もあります。同じ雨でも、この地域は穏やかな雨ということで、田植え作業に影響は少ないのかなと感じているところです。

国会では、食料・農業・農村基本法の改正について議論されているはずですがけれども、他の事案が取り上げられ、審議の内容が我々に伝わってこないという状況です。年度始めということで、各種総会などもあり、その中で、要請活動もしていかなければならない、ということになっております。

本日もよろしくお願い申し上げます。

◆事務局長

ありがとうございました。

本日、報告事項と議案の追加がございます。追加議案書としてお配りしておりますので、よろしく願いいたします。それから、事前にお配りした議案書の議案第14号ですが、製本の際のミスで、ページ順が議案番号順になっておりません。説明は議案番号順に説明してまいりますので、こちらについてもよろしく願いいたします。

それでは、これより議事に移ります。議事の進行は、にかほ市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会長が議長になりまして進めさせていただきます。会長、よろしく願いします。

◇議長

それでは審議に入る前に欠席者を報告します。2番加藤朋光委員、9番佐藤久美子委員より欠席の届け出がありました。

ただ今の出席委員は、委員総数12名中10名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたします。

◇議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

11番 遠藤豊委員 1番 佐々木純子委員 の両名をお願い

いたします。

◇議長

日程第2 会議書記を指名いたします。
会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長

日程第3 会期の決定の件を議題といたします。
会議の会期は、本日1日限りと決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長

ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

◇議長

日程第4 諸般の報告

4月25日、にかほ市農業再生協議会の総会が仁賀保公民館で、秋田中央地区農業委員会会長会の総会が秋田市のホテルで開催され、私と事務局長が出席しております。どちらも、前年度の事業報告と決算報告、今年度の事業計画と予算案についてが主な内容でございました。

◇議長

日程第5 議案審議に入ります。

報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について上程します。一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

こちらは追加議案書3ページをご覧ください。

報告第7号-1は、永小作権の解約であります。借受人は所有する農地のほとんどを法人に貸付けしており、後継者も居ないことから、今後のことも考えて解約するものです。

報告第7号-2は、新たに利用権を設定するため解約するものです。なお、新たな利用権の設定として、議案第15号-36へ上程されております。

◇議長

報告第7号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見等ないようですので、報告第7号については同意することに決定してご異議ございませんか。

のための農地転用であります。

はじめに、議案第14号-1について説明いたします。議案書は20ページからとなります。

議案第14号-1は、申請地が、国道7号線を挟んで象潟小学校の向かいの住宅地内にある、登記地目が畑の農地です。位置図と現況写真、公図、土地利用計画図を25ページから27ページに掲載しております。

受人は現在、JR象潟駅近くのアパートに子ども達と居住しておりますが、子ども達の成長に伴いアパートでは手狭になったことと、将来の親との同居も考えて、住宅を建築しようとするものです。候補地の選定に当たっては、子ども達の通学に影響の少ない範囲で探し、当該地を選定したものです。

農地区分については、都市計画の用途区域内であることから、転用が許可される第3種農地と判断しております。

次に、議案第14号-2について説明いたします。議案書は10ページに戻ります。

申請地は、大須郷の国道7号線沿いに住宅が並んでおりますが、国道東側、小砂川寄りの住宅に隣接する、登記地目が畑の農地です。位置図と現況写真、公図、土地利用計画図を15ページから17ページに掲載しております。

受人は移住者で、「道の駅 ねむの丘」近くのアパートに配偶者と居住しております。現在は2人暮らしですが、将来、家族が増えることも想定し、定住の基盤となる住宅の建築を計画しておりました。

渡人は受人の祖父にあたり、祖父母家族宅近くで土地を探しておりましたが農地以外に適地が無く、費用の面からも、近年、耕作していない当該地を選定したものです。

農地区分については、申請地東側に10ha以上の一団の農用地が広がっており、農地転用が原則許可されない第1種農地と判断されますが、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設であり、不許可の例外として認められております。

第14号-1及び2の現地につきましては、由利地域振興局職員及び森委員、須田貴志委員、須藤推進委員より確認していただいております。

◇議長

議案第14号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇ 8 番
須田委員

2 件とも現況が畑ということですが、現況写真を見る限り作付けされていないように見えますが、畑として利用されていたのでしょうか。

◆ 事務局班長

2 件とも現地確認の時点では作付けされておりませんでした。第 1 4 号－1 については、申請箇所については転用のため、今年には作付けというか、畑としての利用をしなかったものと理解しております。第 1 4 号－2 については、雑草などは伸びておりませんが、しばらく利用されていなかったと思われれます。

◇ 議長

暫時休憩いたします。 (午前 9 時 4 3 分)

◇ 議長

再開いたします。 (午前 9 時 5 8 分)

◇ 議長

他にございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇ 議長

ご質問、ご意見ないようですので、はじめに議案第 1 4 号－1 について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇ 議長

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定します。

◇ 議長

次に、議案第 1 4 号－2 について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇ 議長

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定します。

◇ 議長

次に、議案第 1 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書30ページからとなります。市長より、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権設定の計画が合わせて40件でありまして、うち賃借権の新規が13件、再設定が22件、使用貸借権の設定が5件で、利用権設定の総面積は186,390㎡です。

以上の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると考えます。

はじめに、議案第15号-1から11までを説明いたします。

議案第15号-1は、期間満了となった農地を新たに利用権設定するもので、賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第15号-2と3は、賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第15号-4は、使用貸借権の新設であります。2月の総会案件にも渡人と受人が同一の権利設定がありましたが、その際漏れていたもので、契約期間は、その時の終期に合わせております。

議案第15号-5は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第15号-6と7は、渡人が同一で、いずれも賃借権の新設であります。これまでは渡人が自作しておりましたが、高齢により耕作できなくなったことから、集落内で調整されたものであります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第15号-8から10は、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第15号-11は、賃借権の新設であります。渡人がこれまで自作しておりましたが、この2筆以外の経営農地は全て横岡地区にあり、通作の関係から貸し付けるものです。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第15号-1から11までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第15号-1から11について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、議案第15号-1から11については、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書36ページからになります。議案第15号-12と13は追加議案と同じ受入となりますので、追加議案の説明と一緒にさせていただきたいと思っておりますので、37ページの議案第15号-14から35まで説明いたします。

議案第15号-14から19は受入が同一で、賃借権と使用貸借権の新設であります。これらの農地は、これまで14の渡人が耕作しておりましたが、体調不良により耕作できなくなったもので、16から19の農地については、3月の総会で解約の報告をした農地となります。それぞれの契約条件並びに受入の経営状況は議案に記載のとおりで、契約期間は、受入の他の借入農地の終期に合わせたものであります。

議案第15号-20と21は、渡人と受入とも同一で、20は賃借権の再設定、21は使用貸借権の再設定であります。契約条件並びに受入の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第15号-22と23は、受入が同一で、賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受入の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案書42ページ下段から50ページまでとなります。

議案第15号-24から35までは、受入が同一で、いずれも解除条件付賃借権の再設定となります。契約条件並びに受入の経営状況は議案に記載のとおりとなります。

◇議長

議案第15号-14から35までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第15号-14から35について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、議案第15号-14から35については、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

次の議案に移ります。

議案書36ページ、37ページの議案第15号-12と13及び追加議案書の4ページ、5ページの議案第15号-36から40は、4番 須田貴志委員 と関連がありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈4番 須田貴志委員 退席〉 (午前10時07分)

◇議長

議案第15号-12と13、及び第15号-36から40について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第15号-12と13は、受人が同一で、12が賃借権の新設で、13は賃借権の再設定であります。12については大須郷地区の利用調整により、貸し付けるものでありますが、相続の関係で通常の利用権設定となったものです。

追加議案書の4ページ、5ページをお開きください。

議案第15号-36から40は、いずれも農地中間管理事業を活用した賃借権の新設であります。大須郷地区の農地に関しましては地区の調整によるもので、36は報告第7号-2に係る農地になります。大須郷地区以外である、第15号-37と39については、渡人と受人の間で、これまで通常の利用権で賃貸しておりましたが、今年4月で期間満了となったことから、中間管理事業に切り替えたものです。

それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第15号-12と13、及び36から40の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

